

再犯防止推進計画見直しに当たって

宮田 桂子

第1 計画の話をする前に

1 被害者と加害者

犯罪被害者等基本計画が更新されるなど、被害者に対する施策が進んでいることは非常に喜ばしいことと考える。

ところで、再犯防止推進計画の中には「被害者の心情に配慮しつつ」という言葉が入っている。被害者が加害者を許せないと思う感情にはどうしようもならない面もあるし、加害者が慰謝の措置をとらない等ということ許しがたいと考えることは当然である。しかし、それは「被害者がそう思う」ことであって、支援をする立場の人間がそう考えなければならぬかといえそうではない。

人間は、余裕がなければ他人のことなど考えられない。加害者たる罪を犯した人が、生活に困窮し、社会から孤立して生きる望みもない状態で、どうして被害者に思いをいたすことができるのか。加害者が被害者に対して向き合うことができるようになるためには、加害者の精神状態を落ち着いたものとし、これから生きていくについての目標を持つ、そこまで至らなくても、生きていくすべが見つかる状態にする必要がある。早々に賠償を求め、被害に向き合わせるということは、精神的に脆弱な者には耐えかねる事態ともなりかねない。このような指摘をあえてすると、「加害者を甘やかしている」といわれるが、そうではない。加害者となった人が、人として生きられる状態を作らなければ、結局は再犯を繰り返すことになりかねないのだから、なすべきことがらの順番を考えて欲しい、と言っているのである。

また、被害者支援については、被害者がより裁判に積極的に関与する面ばかりがクローズアップされるが、被害者給付についての情報提供を的確に行い、被害者が困窮の状況に陥らないようにすることはもちろん、性的被害やストーカー被害に遭っている被害者に対しては住居支援をすることや、被害者の精神面へのケア（被害者遺族に対してはグリーフケア）が十分に確保される制度を作ることが極めて重要である。また、被害者に対する伴走支援をする人を育成し、制度化する必要がある。「罪を犯した人には保護司が伴走してくれるが被害者にはいない」「刑務所には教誨師がいるのに、被害者には相談に乗ってくれる宗教者がいない」という被害者もいる。

被害者対応が遅れば、被害者感情は収まらないのであり、「加害者支援などもってのほか」という意見が強く出されてしまうことになりかねない。裁判への参加のように予算が安くて済むものではなく、被害者支援のシステム作り、きちんと予算をかけた制度構築を進めていただきたい。

2 匿名報道をすべきである

警察や検察庁の報道へのブリーフィングの際、国民の感情をおおるような情報の提供はすべきではないし、犯罪報道がされたときに新聞の縮刷版でしか氏名がわからない時代であればともかく、現在のように、インターネットでの情報提供がされるようになった時代においては、実名報道はデジタルタトゥーとして永遠に残ってしまうのである。逮捕段階

で実名報道がされれば、不起訴になったり、無罪になったり、認定落ちで終わったりしても、結局名誉の回復のすべはないのである。

これは、被害者対応としても問題である。被害者は、当初報道が「正しいもの」として読む。そして、被害者は、それと異なる事実認定がされると「不当だ」と考える。これは被害者にとって非常に不幸なことである。刑事裁判で証拠によって認定された事実が処罰の前提となるのだから、警察や検察庁が記者クラブやそこに所属する記者にリークをし、報道をさせるということ自体が問題視されるべきである。

さらに、少年法改正により逆送の範囲が大幅に広がったが、検察庁では、裁判員裁判対象事件については実名を公表する方針だという報道があった。若年の加害者の事件についてはセンセーショナルな報道になりがちであるところ、そのような運用をすることには極めて問題があると考ええる。

3 罪を犯した人も「一億総活躍」の一億分の一である

罪を犯した人であっても、我が国の国民、あるいは我が国の在留資格がある外国人は、処分後も社会に戻ってくる。この計画で問題となっている再犯をする人も、何らかの長所を持っており、犯罪に至るまでには、能力の問題、家庭の問題、学校の問題、地域の問題等の様々な困難を抱えてきていたはずである。現在の報道や国会における審議等をみると、加害者への共感を持つことが、あたかも悪であるかのごとく取り扱われているように思われる。真の意味で、犯罪をした人を社会に再包摂し、その立ち直りを支援していくには、共感、あるいは、その強みを見つけてそれを活かしていくことが不可欠である。今までの再犯防止推進計画は、そういう視点が薄く、犯罪をした人を社会が監視する、という色彩が拭えないところが最大の問題である。この計画の主管である法務省の人さえ、「犯罪をした人は自分とは関係ない人・違う人、本当は関係を持ちたくない人」という意識でいるように思われてならない。その意識を変えなければ、計画にどのような美辞麗句が並んでも画餅にしかならない。

第2 就労をめぐる問題

就職するために必要なツールなど、社会で生活するためのニーズについてきちんと調査し、そこへの支援を徹底すべきであるし、協力雇用主等への過大な負担を軽減するための工夫をさらに進めるべきである。

1 就職活動の連絡先を —— 住居と携帯電話を！

居住できる場所があるということは、就労できることの前提条件である。就労の前に、まず居住できる場所を確保する必要があるという認識に変えるべきだと思う。

また、就労のためには、現在、携帯電話（電話またはメール）で就職先との連絡がつけられることが必須といってもいい。以前、このような意見を述べたところ、法務省からは「携帯電話は遊びにも使える」との回答があった。生活保護をもらって医療を受ける人もいれば、頑張っってそれを学びのために使う人もいる。法務省の考えは、「お金は遊びにも使えるから生活保護はバウチャーで」という発想と同じで、対象者の自主性・自律性を考えないものであり、問題である。

例えば、就労するまで、または3ヶ月間、公的機関がレンタル携帯を対象者に貸し出

す、あるいは、対象者がレンタル携帯を借りる場合に費用助成をするといった制度が考えられないか。公的機関がレンタル契約を締結している場合は、対象者が連絡なく居なくなった等、遵守事項違反があったときに携帯電話の契約を解約をする、ということを通じて、「携帯を持つこと」を規則遵守のインセンティブとして使い得る。とにかく、社会に出てきた人に電話連絡先を作ることは、現代における就労の前提として必須であることを認識する必要がある。¹

2 「職場定着率の悪さ」の原因究明を —— マッチングや職場自体の問題はないのか
計画の中で、就職率と離職率についての統計はとられる。しかし、離職の原因は検討されているか。最初に勤め始めたところに勤め続けさせることがいいこととは限らない。

(1) 能力とのマッチングはできているか、ジョブコーチが必要ではないか

職場に定着できない可能性としてまず考えられるのは、「就労した人が、その職場に合わなかった」ということである。刑務所では、再犯の可能性についてのアセスメントツールは作っているが、職業適性のアセスメントをしていることは稀（少年院では適性検査をすることもある）だし、刑務所には境界域、軽度知的障害域の人が4割以上（CAPASによる）おり、そういう人は自己認識が過大で職業選択について夢想的であることが少なくないし、発達障害があると、刑務所の規則に従った単純な作業の繰り返しであれば「優等生」になり得るが、コミュニケーションを十分図る能力がない等の問題を抱えており、一般就労に直ちに堪えられないことがある。「刑務作業ができれば社会でも働ける」という幻想は捨てなければならない。

早期に離職した人は、その職場で働けるだけの能力、体力等を有する人だったのか等、きちんとマッチングできていたかを考える必要がある。また、本人にやる気があり、時間をかければなじめる場合でも、勤務当初には、指示が理解できない、仕事のスピードについていけない等の問題が生じることもあり、「就労のための伴走者」が必要な場合がある。就労した罪を犯した人に指導・助言が可能なジョブコーチをつけ、就労についての理解を深めさせ、雇用主との間を調整して勤務や指示についての工夫をお願いするなどして、手間と時間をかければ職場定着が図り得る。

法務省は、受刑者の就労に際して、マッチングや就労先に問題がないかをまず検討すべきであるし、刑務所にいるときに正式に就労させなくても、刑務所在所中にインターンシップを実施する（一時出所を制度化すべきである）など、現実に働く機会を与え、向き不向きを吟味した後に就労するなど、ある程度時間をかけてマッチングを図り、適切な場所へと誘導すべきであり、そうすれば、職場の定着率向上につながるはずである。

¹「今はみんな携帯を持っているじゃないですか。採用の面接に行っても、携帯を持っていない時点で怪しまれる。携帯がないと連絡がとれないからと、断られることもあります。」「誰かに支援を求めるといふこと——ある更生保護施設にいる人へのインタビュー——」「更生保護2022年1月号(73巻1号)25頁。なお、この読み物には、「生活保護に関して役所に相談に行っても「働けるんですよ。若いんだから、大丈夫ですよ」という感じで、相談に余り乗ってもらえませんでした」との記載もある。収入がなく、住む場所もない人へのセーフティネットが十分働いていないこともうかがえる。

(2) 就労を「試す機会」の拡大を

就労の「お試し」の拡大を考えるべきである。福岡県就労支援機構は、福岡県から委託を受け、非行少年に関して、5日間の就労体験の提供と、1日当たり事業者に2000円、少年に4000円を支払う形での「立ち直り就労支援事業」を行っており、機構のほうで傷害保険への加入などもしている²。

少年にも受け入れる事業者にも、正式な就労には不安がある場合があり、就労体験をさせるといった助走期間を設けて就労につなげるほうが、望ましい結果が出ることも多いと思われるし、体験を通じて正式就労につながるケースもあり得ると考える。少年ばかりか、成人であっても、就労経験を十分に持たない者等について、いきなり正式に就職させるのではなく、就労体験を通じての成功体験の積み上げや人とのふれ合いなども重要ではないかと考える。

(3) 協力雇用主が何もかも抱え込まなければならない状況を改善すべきである

5で詳述するが、協力雇用主は、刑務所での身元引受人となり、住居を準備し、被用者として犯罪をした人の面倒をみることになる。協力雇用主は、住居確保だけでなく、生活万端の相談に乗り、さらに雇用主としての責任も果たさないといけない。支援のためにキーパーソンが一元化していると、雇用主とそこで雇われた犯罪をした人との間で気まずいことが起きると、住む場所も職場も相談する相手も無くなることになる。うまくいかなかったときには、保護観察所等に相談に行けるようにするなど、支援を多元化する体制を作る必要がある（後述エのような場合もあり得るので、雇われている立場の者の話を聞く機会を作ることは重要である）。

(4) 協力雇用主に応募した企業を全て信用していいのか

協力雇用主については、その業者の評判等は必ずしも勘案されず、性善説にたって申し込んだ者全てが登録されている。ある地域活動に熱心な保護司から「うちの近くの評判の悪い会社が協力雇用主になっている」と聞いたことがある。また、以前弁護した被告人から、協力雇用主のもとで働き始めたが、いざ正社員になるときに、当初示された条件と全く違う雇用契約なので辞めた、という話も聞いた。半年以内に人が辞めた企業のいくつかは、「労働条件が悪いために職場に定着できない」「当初呈示していた契約内容とは異なる就労をさせられたため堪えられなくなった」という可能性はないか。法務省は、協力雇用主から話を聞くだけでなく、罪を犯した人が働いている現場を見に行き、働いている側の正直な実感も聞くべきであるし、再犯をした人で協力雇用主に雇われた経験のある人に対しては、どのような事情で辞めたのかを聞き取るべきである。国が就労を斡旋するなら、職場がブラックではないと責任をもって吟味する必要がある。協力雇用主から外してしまうと、企業のやる気等にもかかわるので、文字どおりの「ブラックリスト」を作るということも考えられる。

3 就労支援のありよう

(1) 農福連携で考えるべきこと

農福連携は非常に有効な取組みだとは思いますが、閉鎖的な地域に新たに農福連携型の

2 福岡県就労支援機構ホームページ <https://www.fukuokasyuro.org/case/>

犯罪をした人に特化した施設を作ると、「前科者を来させるな」という動きが出てくる危険がある（地域の閉鎖性については自治体のところで詳述）。

施設を作るのであれば、その地域に足繁く通い、罪を犯した人、例えば、試験観察中の少年のボランティア活動をその地域で行うなど、「この人たちが来るなら大丈夫だ」と見せることが大切であろうし、場所選定に当たっては、少年院や刑務所で農業を行っており地元との結びつきがある地域や、法務省職員の実家側（法務省職員に、近隣への理解を求める動きをしてもらうことが不可欠だが、失敗すると職員の親族まで巻き込んで地域から廃除されるおそれもある）など、理解を得やすい場所を選ぶことも考えられる。

また、既に存在する農福連携の施設に、自立準備ホーム等の形で協力をしていただき、犯罪をした人に、農業を体験してもらい、就農に結びつけることも考える必要がある。さらに、罪を犯した人の中には、農業を体験したことがない者のほうが多いところ、就農することについてのイメージを持ってもらうことが大切である。

さらに、農業を行うのであれば、いかに付加価値をつけるか、例えば6次産業化（農産物の加工販売等も含めた展開）や、農薬や肥料の管理の危険性や扱いの難しさを考えると（農薬は自殺に用いることが可能であるなど、誤用には人体への直接の危険がある）、自然栽培（無農薬無肥料）なども検討に値する。

(2) 就労支援のための具体的な事業を立ち上げられないか

現在、障害のある人への就労支援については、厚労省の管轄する福祉施策の障害者B型作業所の利用が主として利用されている。法務省の更生保護就労支援事業の中にも、朱書者の障害特性に応じた支援の充実を図るべきであり、例えば、更生保護施設の場所を用いてそこに通う練習をするような方法も考え得るのではないかとと思われるし、この制度の中に、障害があるなど具体的なサポートが必要な人に対する具体的な支援オプションを増やすことを考えるべきである。例えば、若者サポートステーションなど、各地で引きこもりの人たちへの支援（40代くらいまで）をしている団体があるが、このような団体とも連携して、徐々に就労のために心身を慣らしていくプログラムなども検討する必要がある。

4 支援している業者の体験談の共有を

福岡県は、就労支援機構への登録事業者数が多く、また、業種も多様である。野口義弘委員のように、現実に就労支援の実践をしている人が、就労支援機構等を引っ張っていることが大きいのだと思われる。各地で、就労支援をしている人たちが、業界団体、経済団体等で経験談を披露し、経験を共有することが大切だと思われる。

5 雇用しようとする者へのハードルが高すぎる

受刑する者を就労させようと考え、身元保証人となって、受刑中にも通信や面会を重ねて、就労の意欲を維持させ、社会復帰のために励まそうとする人がいる。しかし、身

元保証人となると、帰住先調整の保護司が来て、住居の確保を求め³、ときには同居する覚悟がなくて身元保証人をするのかという脅しのようなことを言われる⁴ことがある。雇用する者が社員寮でも持っていればいいかもしれないが、仮釈放の出所日は直前になるまで身元引受人には知らされない。現在のような不景気の世の中で、いつ出てくるか時期がわからない者のために、いつ入居するかもわからないアパートを借りて無駄な家賃を払う余裕がある企業などあるまい。ただでさえ前科・前歴のある者を雇用することで気が重い者に、住居や家具等まで負担させようとするから、皆、及び腰になって協力ができないのである。国の側で、雇うことを考えてくれている職場の側の自立準備ホーム等を斡旋し、住居の確保をしたうえで、身元保証人となっている雇用をしようとする者、あるいは協力雇用主のもとに送り出すべきである。現在の法務省の運用は、協力雇用主等の厚意にどこまでも甘えようとしているとしか思えない。

第3 帰住先をめぐる問題

1 国の施設をもっと作る努力を

更生保護施設は全国で2392床しかないところ、自立準備ホームの形で民間の力をさらに仰いでおり、社会福祉法人の空き室も自立準備ホームとして使えるようになるなど、更生保護、更生緊急保護のスキームで直接用いることができる施設が増えていることは喜ばしい。さらに、国（保護局）は、少年の収容者数が減少している（さらに少年法改正による減少が見込まれる）少年院、少年鑑別所については、近隣の理解も比較的あり、様々な協力をしてくれている場合すらあるので、その一画に、自立更生センター、あるいは地元で信頼を得ている更生保護法人等の更生保護施設の別棟を建設することも考えられるのではないのか。鑑別所に被収容者が少ないことを財務省から問題視されているのだから、敷地の別な利用を考えればよいと思われるし、少年院や刑務所を閉鎖する際に、ただ閉鎖するのではなく、更生保護施設に適した場所であれば、その活用を図ることが検討されるべきと考える。罪を犯した人に対しては、福祉施設や賃貸住宅への入所、入居が困難な場合があり、国が場所を確保する努力がさらに必要である。

とくに、病気がひどい等、自立が困難で、しかも入院はできないような者への対応が不可欠と考える。

2 更生保護施設をめぐる問題

(1) 更生保護施設にもっと予算と人を

更生保護施設に多様な役割を期待するのであれば、それに見合う予算をつける必要があるのに、保護費の上乗せに見合わない業務量が強いられている。1人の委託事務

3 「お前の親になつたる」（草刈健太郎著 小学館集英社プロダクション）」183～184ページ

4 当職の経験であるが、ある受刑者の身元保証人になったときに、事務所所在地の保護司が事務所に面会を求めてきて、「同居する覚悟はあるのか」と言われた。「アパートを借りることを検討している」と言ったが、耳を貸してくれず、「事務所では住めませんね。自宅はどこですか」等と言われ、これは事務所のある地区への居住を拒絶する趣旨と感じた。

費の基本が 5023 円（数十円は上がったようだが）というのは、あまりに低廉だし、それに加算される一般補導費の 149 円という金額には悲しくなる。事業を拡大させるのであれば、法務省からきちんと予算をつけるべきであるし、更生保護施設に入所する者の多くが、福祉から取りこぼれた者であることから、更生保護施設を福祉施設として位置づけ、厚労省からの施設への支援を受けられるようにすべきではないのか。

また、法務省が施設に予算が増やせないのであれば、法務省からの出向者（法務省職員だけでなく、検察官、判検交流の裁判官、法テラスの弁護士も考えられる）を更生保護施設の業務に従事させるなど、人を派遣するしくみを作り、拡大することも検討すべきだろう。

同様に、自立準備ホームへの委託事務費等の予算も貧しい。

委託費の増額、設備更新への国庫からの支援や犯罪をした人を預かる場合の保険制度の利用料負担（傷害保険の保険料支弁等が考えられる）など、更生保護施設が財政的にたちゆくような具体的支援策を考える必要があるだろう。

戦前は、仏教界など、宗教団体が更生保護事業を担う場合が多かった。戦後、政教分離のために更生保護法人を作った経緯があるとはいえ、非課税団体の宗教団体になぜこのような公益性の大きな、また、ある意味、犯罪をした人の魂に関わる、宗教的な動機も必要な場合のある仕事をやらせないのか。海外では教会が経営する中間施設もある。布教をしなければ、宗教法人が更生保護施設を持ってもよいではないか。

更生保護施設も、地域との連携をもっと考えるべきである。近隣の商店街等の協力を得て、食料や使用する物品の提供を（安価に）受けることなど、費用を抑える方策も考え得るし、地域の NPO などに対しても働きかけ、入所者の支援を図るべきである。更生保護施設の場所を、こども食堂等に貸し出すということも考えられるのではないのか。

(2) 更生保護施設で住民登録を

更生保護施設には、その施設に住民票を置くことを認めている施設と認めていない施設がある。住民票を持てるかどうかは、様々な福祉サービスにつながるために極めて重要である。身分証明書がなければ就職活動やアパートを借りる際、極めて不利になってしまい、住民登録してマイナンバーカードが持つことは、施設退所後の自立にとって非常に有効である。また、住民票があれば、過去の国民年金の保険料の支払い状況の確認もでき、年金受給のための諸手続もとれる。

国が更生保護施設がある自治体への積極的な働きかけをして（法務省マターというより総務省マターか）、全ての施設で住民登録ができるようにすべきである。

(3) 更生保護施設に抱え込ませない政策が必要

更生保護施設は、仮釈放であれば刑務所での身元引受人となって住居確保をするだけでなく、職員の保護司が生活万端の相談に乗り、職員がハローワークに同道するなど、就労先への橋渡しをしている。協力雇用主のところで記載したのと同様、更生保護施設が何もかもを抱え込むことは妥当ではない。対象者が、更生保護施設にいるのが嫌になると、支援も全てストップしてしまうことになり得るからである。

現在、地域の保護司に配点される事件数が減っているのだから、地域の保護司が更生保護施設内にいる対象者の担当をする余裕は十分あり、所内の保護司と共同して立ち直りを支えることが考えられる。また、更生保護施設と地域の自治体とが協力関係にある場合もあるが、多くの施設は、地域に対して閉じている（理事や評議員に名前だけ地域の人が入っていても）。更生保護施設に入った高齢者や障害者には、施設で住民登録をさせて、地域の地域包括センターや基幹センター等とカンファレンスをするなどして、支援を重層化することを考えるべきである。「誰かに話せば違うもの見方が与えられる」「そういう見方ができるならここががんばってみよう」等と考えられるような対象者のエンパワーメントができる施策を考える必要がある。

3 地域生活定着支援センター法定化を

満期出所者への住居の確保については、地域生活定着支援センターの活動が非常に大きな役割を果たしている。にも関わらず、地域生活定着支援センターは法制化されず、予算も貧しいままである。なぜ、実績を上げ、大きな役割を果たしている事業を評価し、予算をつけないのか。東京都地域生活定着支援センターは令和元年には160件余のコーディネートを行っており、他のセンターの10倍規模である。件数による加算なども考えてなければ事業としてたちゆかない。

厚労省は「我がことまるごと」を合い言葉に、福祉の一元化を図るといっているのだが、精神障害者や犯罪をした人のように、社会から偏見を持たれ、差別され、排除される可能性の高い人に対しては、国や地方公共団体が積極的に関わらなければ地域への定着は図れない。地域生活定着支援センターの法制化と予算の拡大を強く求める。

4 出所、更生保護施設退所後のフォローを誰が担うのか（就労・居住支援、民間の活用等の多数の問題に関わっている）

(1) 更生保護施設退所後のフォローを、現状で更生保護施設や保護司が担えるのか

更生保護施設には、退所後した後のフォローを担うことが期待されている。しかし、退所する者は、「いつでも相談に来てね」と言われても、そう簡単には更生保護施設には行かない。交流会を開く、お手伝いをしてくれればお礼を出すと行って来ようなど、どのように声をかければ「卒業生」が更生保護施設に来やすくなるのかを考え、「ここに来たい」と思える事業展開を考える必要がある。

更生保護施設が「二度と行きたくない所」であれば退所後の相談の受け皿にはなり得ない。職員からの指導の押しつけではなく、施設利用者のニーズに応えるような施設運営をしなければ、「こんな所に来なければよかった。刑務所に居ればよかった」という感想を招きかねない（現にそういう感想を聞く）。そのような施設がフォローアップ事業を始めても、「卒業生」は集まらないだろう。保護観察所は、更生保護施設での対象者への対応が適切か、対象者の声を聞く、職員からの聴取をするなど、その適正について監査し、更生保護施設への指導を行うことも必要であろう。また、更生保護施設の職員に対しては、対象者に対するトラウマインフォームドケアや障害に対するアセスメントなどが行えるよう十分な研修を保護観察所が提供できるようにすべきであり、更生保護施設が適切なアセスメントの能力を持ち得るようにすべきであ

るし、更生保護施設を担当する保護観察官は、そのような指導ができるような力量を持たせる必要があるし、担当者を1人とするのではなく、木目細かに指導できるような人数を増やすことも考えるべきである。これは、更生保護施設による対象者の「抱え込み」を防ぐことにもつながる。

また、各地のサポートセンターが更生保護施設退所者への対応の役割を担い得るのには不安が大きい。曲がりなりにも、親族の引き取り手がいる対象者ばかりを相手にしている保護司は、そうでない者の相談に乗れるだけのノウハウや知識を十分に持たない。対応をさせるのであれば保護司のスキルアップが必要だし、知識や能力があるとしても、相談に来た者への同行支援等の木目細かな対応をするためには、サポートセンターの留守番代の2000円の給付では到底まかなえない。支援への実費支弁等は不可欠だが、その金額では到底活動を支えるには足りない。

更生保護施設や保護司に丸投げをするような施策ではなく、例えば、国が無料の全国统一番号の相談電話を設ける（この点については後述）などして、保護局、保護観察所が対応する体制を作る必要があるのではないか。

(2) 「寄り添い弁護士」や更生支援計画に関わった福祉職の活用を

兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会等では、弁護士が、不起訴処分や略式命令後といった処分後、判決後の支援をする費用を弁護士会の予算の中から補助している。福祉事務所への同行支援、特別調整や任意調整に際しての手伝い、多重債務などの法律相談等、様々な支援がされている。愛知県弁護士会は、再犯防止推進計画の愛知県のモデル事業として、愛知県内の刑事施設への入所、退所への支援を実施したところ、名古屋矯正管区からは、このような事業をモデル事業終了後も続けて欲しいといわれたと聞いている。検察官と違い、弁護士会は、地域の中で活動している。弁護士が関わることで、別な施設や専門職等との連携を生み出し得る

また、東京、大阪、神奈川等では、福祉専門職が更生支援計画を作る活動をしており、現在、東京、大阪でそれを保護観察所、矯正施設に引き継ぐ試行がされている。更生支援計画は、刑事記録にはない対象者の生育歴の問題や障害特性の問題などが記載されており、施設としても非常に活用できる場合があるとも聞いている。矯正管区との懇談をすると、更生支援計画の引き継ぎをして欲しいとの声を聞くところであり、全国的な取扱となることを望む。

計画をたてても忘れてしまう対象者もいるし、「裁判に有利になるかもしれない」という気持ちだけで計画に同意した対象者もあり、常に更生支援計画が出所後の生活支援に使えるとは限らないが、関わった福祉職や弁護士が支援に関わって、支援がうまくいく場合もある。

現在、罪を犯した人の中には、障害のある人や高齢者など、対人関係を作ることが難しく、福祉的支援につなげなければならない人が多い。後述のとおり、これを保護司に担わせることは、極めて負担であり、保護司不足に拍車をかけているものと考えられ、専門家の活用に舵を切るべきと考える。

なお、このような弁護士や福祉職の支援については、全くの手弁当（弁護士会の支出は各弁護士の会費からのものなので、手弁当といってもよい）であり、再犯防止推

進計画の中に、更生新計画は福祉職や弁護士の「寄り添い」活動を位置づけ、予算の支弁を検討すべきである。

このような弁護士、福祉職の活用は、就労・居住だけでなく、障害者・高齢者の支援、薬物依存への支援、民間機関の活用等にひろく関わる。

(3) 家族支援を

地方更生保護委員会は、家族が引き取りを了解すれば、比較的簡単に仮釈放を認めている。しかし、犯罪をした人の家族は、示談などの金銭の支弁や周囲からの白眼視等で疲弊している場合も多い。そのような家族の悩みを聞き、支えることがなければ、家族のもとに犯罪をした人を帰すことは、「共倒れ」を招く。保護観察所が、薬物支援の家族会を作るなど、支援プログラムを設けているところもあるが、家族が相談に応じて欲しいということもあり、保護司では手に余ることも多い（福祉、医療に関わる問題のことも多い）ので、保護観察所が相談の窓口を作ることも検討すべきではないかと思われる。

第4 高齢・障害のある者への支援の問題

1 入口支援は検察官によって担うべきものなのか

検察庁を入口支援の主体となるモデルは、①検察官が不起訴とする者を対象としているため、再犯をした者が対象からこぼれることが多いこと ②検察官に不起訴権限があることを被疑者が理解している場合、福祉を受けることで不起訴を得ようとする強い動機付けが働き、契約による福祉というより措置としての福祉の色彩が出てしまうこと ③検察官や検察庁の社会福祉士がフォローアップを行うことができない、あるいは困難であること といった問題がある。

裁判段階も含めた入口支援として計画中に取り込み、現在行われている、弁護人の提出する更生支援計画作成費用の問題や矯正・保護への引継ぎの問題への十分な支援を行い、さらには、将来的な、判決前調査のあり方等を含めての広い議論が必要である。しかし、検察官によっては、「刑が軽くなる」ことに対する抵抗でもあるのか、弁護人の更生支援計画作成に対して極めて非協力的、かつ感情的な対応を示す者もある。検察官は公益の代表者なのに、対立当事者という自覚しかないのではないか、福祉連携による更生支援は再犯防止のために極めて有用であるという認識が足りないのではないかと思えるときがある。検察官に対する教育のあり方についても検討する必要があるだろう。

2 保護観察所の特別支援ユニットの限界と課題

保護観察所は、特別支援に際して、更生保護施設を使うなどの更生緊急保護の文脈での活動が中心であって、更生緊急保護の対象となった者の福祉施設への架橋や就労支援等を積極的に行っているとまではいえない。保護観察所に所属する医療観察法の社会福祉調整官が、福祉への知識を有しているものの、社会資源へのアクセスができないことにより、現実に医療観察法対象者の入院が長引き、社会復帰の困難が生じていることはつとに指摘されており、保護観察官の社会資源（これは基礎自治体との連携も必要である）へのアクセス能力向上は急務である。

保護観察所の中に、地域の福祉に対する知見を蓄積し、福祉関係者、地域団体等とのネットワークを構築する必要があるが、保護観察官が地域の福祉事務所や地域包括センター、地域の福祉協議会等と懇談し、情報交換を十分にしているとはいえない。「特別支援ユニット」を構築する以上、都道府県だけでなく、基礎自治体との間でネットワークを作ることは不可欠である。さらに、法的支援の必要な人も多くあり、弁護士や弁護士会との連携も考える必要がある。弁護人が福祉職に依頼して作成する更生支援計画について、保護観察官と福祉職、弁護士、関連する福祉機関等でのカンファレンスを行う等で、保護観察所の知見・経験を深めることになると思われる。保護観察所の、他機関連携については、もっと連携する機関についての視野をひろげ、支援が実効性を持つようなものにする必要がある。

3 地域生活定着支援センターの権限・予算の拡大を

特別調整による支援の成功は、地域生活定着支援センターの存在による。センターの法定化や予算の拡大が必要であり、再犯防止推進計画を立法した議員たちは、議員立法をしてでも、センターの法定化を実現すべきである。

また、地域生活定着支援センターについて被疑者支援業務が開始したが、保護観察所を通じた更生緊急保護のスキームを用いることが、逆に足かせになる場合もあるという。不起訴事案に限ることになると、裁判となり、検察官が執行猶予を付すかどうかを争った事件では、検察官が保護観察所につないでくれない場合、あるいは弁護人が保護観察所に同行しても特別調整につないでくれないこともあると聞く。また、過去、弁護人からの依頼を相談支援業務として受けていた地域生活定着支援センターでは、被疑者支援業務による入口支援ができず、予算のつかない相談業務として、多忙な中での支援を下さっている例もある。

厚労省は、地域生活定着支援センターの活動実態について、きちんと調査をし（地域生活定着支援センターの全国組織である全国地域生活定着支援センター協会が存するが、加盟していないセンターもある）、支援の実情に合わせた支出を行うべきである。また、活発に活動しているセンターに合わせて、全国的なレベルアップを図る必要がある。

地域生活定着支援センターのほとんどが、都道府県から福祉団体等が受託して業務をしているところ、任期があり、受託から切られることでノウハウが引き継げない、あるいは、切られることを恐れて職員を増やせないといった問題があるという。もちろん、ある特定の団体が受任し続けることで問題が生じる場合もあるだろうが、格段の問題がない場合には、受託を継続させる、あるいは、入札に際して経験を加算して考えることができるようにする等といった工夫がされる必要があるものと思われる。また、抱える件数が多ければ、新人の教育に手が回らないということもあるかもしれない、国から、研修プログラムの提供をすること等も考える必要がある。

相談支援業務は、コーディネートに至らない場合でも対象者に福祉について教示できる等の意味があるし、この制度を利用して更生支援計画を作成してくれる団体もある。また、調整後のフォローアップは極めて重要で、地域生活定着支援センターの業務には、このフォローアップが入っていると非常によいところである。ただ、フォローア

ップの件数は累積していく。相談支援業務やフォローアップ業務について、活動の実態に応じた予算の強化が必要である。

4 「福祉支援が受けない」と思えるような矯正の運用を

(1) 早期釈放のインセンティブを

被疑者・被告人は、早期の釈放を望んで更生支援計画の策定を受け入れる場合がある。このような考えの被告人は、実刑判決になると、計画に従う動機付けがなくなり、刑務所への引継ぎを承諾しないことが起こり得る。

公判段階での支援の場合、判決期日が決まっているので、その日の施設の空き等を確認のうえ、直ちに手続きが可能である。しかし、実刑の場合、いつ出てくるのかが一義的に明確にならない。満期出所ならば明確であるが、仮釈放だとそうはいかない。「更生支援計画があっても仮釈放はつかない」のなら、計画に従う動機付けができず、計画では考えられていなかった親族を帰住先とする、更生保護施設への帰住を希望することが起こりかねない。令和3年4月から、特別調整における仮釈放の運用を推奨する矯正局、保護局の連名通知が発出されたと聞いているが、更生支援計画を立てた受刑者に対しても、特別調整の対象にするなどして早期の釈放を実現し、福祉を受ける動機付けをしていただきたい。

しかし、仮釈放の場合、釈放日を予め知らされない運用となっている。特別支援やあるいは更生支援計画に記載された支援者に対しては、受刑者本人を通じて仮釈放日の連絡をさせることが多いため、その日がわかるのは、せいぜい1週間前、短いと前日である。そうすると、支援者は、部屋を空けるよう調整できない、住民登録や障害認定等のために公的機関等への出頭の必要があるのに出所日に手続きの同行支援ができる人の手配がつかない、出所の際迎えに行けないといった問題が生じる。仮釈放に際して、支援者に対し、出所日を余裕をもって連絡いただきたい。

また、福祉施設への急な入所が無理なので更生保護施設に一時預かりをお願いする場合、計画を共有しなければ、更生保護施設が一般就労の支援を進めてしまうなど、支援に齟齬が出るおそれがあり、更生保護施設とも更生支援計画についての情報共有を図る必要がある。このような連絡調整が制度化される必要がある。

(2) 刑事施設入所中の福祉職等の面会・通信を！

更生支援計画を実行にうつすには、刑務所にいる本人の意向を確認する必要があるし、障害が重くなる等の事情の変更が起これば計画変更が必要となり得る。しかし、更生支援計画を作成した社会福祉士に対して面会を拒む刑務所もあるという。会えれば、計画への説明や必要に応じての修正もできるし、場合によっては、特別調整に乗せたいという再調整という方法があることを本人に提案・説明して、調整につなぎ得る。社会福祉士等の存在を施設に自分自身で示せるような才覚がある人なら、再犯を繰り返さないですむのではないか。面会を拒まれたのは、処遇困難者を多く抱えた刑務所であると思われるが、そういう施設に収容された者ほど、社会復帰への支援の手を必要としている。弁護士からの更生支援計画書の送付や検察官の処遇意見書への添付など、更生支援計画引継ぎのための手段を広げ、社会福祉士等との判決後の連絡をとれる体制をとっていくことが大切であろうと思われる。

また、刑務所等から福祉施設に連絡をする際には、事前に一報いただくなどしてから電話して欲しい。そうでないと、計画について知らない職員がたまたま電話に出るなどして混乱が生じる場合がある。

(3) 刑務所内から法的支援を開始すべき

東京では、弁護士会が東京都地域生活定着支援センターのフォローアップで法的支援が必要な案件について法律相談や法的申立の受任をしているが、その中には、養子縁組や婚姻届を勝手に出されて名前が変更されていた、裁判中、受刑中に失踪宣告を受けて死亡したことになっていたといった事案がある。戸籍に関する事項は、受刑中、少なくとも特別調整を開始すれば明確になる事項である。このような案件は、早期に弁護士に依頼して、縁組や婚姻の無効、失踪宣告の無効を申し立てるといった作業をすべきである。また、親族のもとなどに帰住が可能なものであっても、多重債務の整理が済んでいなければ、借金に追われて自宅にいられなくなることも起こり得る。刑務所は、弁護士と連携し、福祉支援が必要な者への法的支援を早期に実施することを考え得るべきである。法律相談、法的支援のニーズは高いものと思われる。これらの支援については、法テラスでの民事支援で弁護士への費用支弁が可能である。

5 発達障害や、知的障害・発達障害の二次障害の調査、研究を

司法福祉支援の活動をしていると、単に知的障害、発達障害があるということにとどまらず、障害があることによってコミュニケーションがうまくできない、人からいじめられるなど対人関係の問題でさらに社会不適応を起こし、犯罪とつながるような案件もみられる。知的障害については、一定程度刑務所内にそのカテゴリーに属する人がいることがわかっているが（少なくとも CAPAS による診断はされている）、発達障害については統一的なリサーチや対応についての検討がされてきていない。医師、心理職とも協力し、発達障害のある者の実態や、その二次障害等についての調査、研究を十分に行い、その成果を就労支援等にも活かすべきである。

第5 薬物依存を有する者への対策について

1 裁判で誓ったことを守らせるべき

裁判のときは、治療を受ける、ダルク等に入所する等と供述したものの、一部執行猶予の判決を得ると、親族のもとに帰住するとして仮釈放を得て、当初約束していた病院やダルクには見向きもしない者がおり、病院等が非常に迷惑を被っている。しかも、「親族のもとに帰ると申請したほうが仮釈放がつきやすい」という情報が広まっていて、受刑するや翻意する者もある。

裁判で特定の病院や施設に入所すると言った以上、責任をもってこれを履行させることを考えるべきである。地方更生保護委員会が、裁判の経過を考えずに、安易に親族のもとに帰る条件で仮釈放を認めることには問題があり、公判において病院や施設に行くこと約した者には、それを守らせる形で仮釈放を検討すべきである。例えば、検察官が、処遇意見書に、裁判で述べた病院、施設を明記すれば、地方更生保護委員会の判断資料にできる。釈放されて自宅に帰れば、入院や入所等の動機は薄れてしまい、出所とともに入院や入所ができるような体制を取ることが望ましい。そのように、治療等に結びつ

けば、さらに地域の自助グループのミーティング等にさらにつないでいける。

2 保護観察所のプログラムからさらなるプログラムへの架橋の困難

薬物事犯の家族の中には、警察から「ダルクは前科者がやっている」「ダルクに入っても直らない」等と言われ、対象者が、当事者の自助グループへの参加することに対して拒否的な者がいる。保護観察所のプログラムは無料であり、役所の提供するプログラムだから、ということで家族は安心し、それ以上のことをやろうとしないことがある。警察庁には、警察官が未だにそのような発言をすることを止めさせて欲しい。

都道府県の精神保健福祉センターは、充実したプログラムを提供しているとはいえ、そこまで通う費用を誰かが出してくれるわけではないし、通うためには時間がかかる。アクセスが困難な場所に、いくらよいプログラムがあっても、画餅である。近所での目を気にして、遠い場所でのプログラム参加を望む者もいることは否定しないが、地域のアクセスしやすい場所に、気軽に入出入りできる場所が必要であり、地域の保健所程度に近い場所でのプログラム提供があればベストである。地域の偏見を避けるために、「薬物依存プログラム」と銘打った会場設営をしない等、集まりやすい工夫もしなければならぬ。保護観察においては、対象者に就労を積極的に勧めているところ、勤務時間を削ってまでプログラムに通うことには様々な困難が伴う。土日や夜などの、通いやすい時間のプログラムの提供も必要であろう（NAは、夜間や土日のミーティングもある）。

3 家族の啓発、相談の受付を

薬物依存者の多くは（上記のような仮釈放のつきやすさなども考えて）親族のもとに帰る。親族が、イネイブラー（薬物依存者の尻拭いをするなどして、薬物依存から立ち直る動機付けを失わしめるなど、依存を続けさせる存在）である場合も多く、親族に対する情報提供や親族の悩みの解消も必要である。保護観察所では、家族会を設けるなどしているが、家族にそのような情報がきちんと伝わっていない面もあるし、家族が個別に相談に乗ってもらえるような機会も作るべきである。

4 依存症や薬物だけではない

薬物依存はそれ自体が犯罪なので、対策が急務であることはわかる。しかしながら、医療現場においては、アルコール依存、ギャンブル依存などの相談も増えており、治療による効果が上がっている。このような依存症の問題についても、再犯防止推進計画の中に取り込み、対応をして欲しい。民間の当事者団体などが、アルコールやギャンブル依存なども含めた回復施設を作っており、薬物依存のみに限ることで、そのような施設への支援がいきわたらない危険がある。

第6 満期釈放者対策について

1 満期釈放者対策としての地域生活定着支援センター

この論考の中でも何度でも繰り返すが、地域生活定着支援センターの法定化と予算拡大がこの問題の解決のためには必要不可欠である。

2 更生保護施設に入所しない満期釈放者のために更生保護施設を使えないか

更生保護施設、自立準備ホームの床数の増加、手をかけた指導ができるための予算措置が必要であること、前述のとおりである。空きがないから入れない人も沢山いるのである。

施設内で、未だ就労に至らない者への軽作業の機会を提供し、製作した物を販売すること等も考えられてもよいのではないか。更生保護施設の多くは、昼間は利用者が就労しているので、部屋が開いており、食堂などの広いスペースを地域に開放している場合もあるが、それよりも、行き場のない満期釈放者のために、就労 A 型の福祉施設のように、就労に向けた SST、リハビリテーションの機会や場を更生保護施設が提供することは不可能ではないと考える。居住して生活万端を管理されるのは嫌だが、通所するのは構わない、という満期釈放者等もいるのではないかと思われる。

3 フォローアップのアクセスをよくする

府中刑務所近くのコンビニでは、保護カードが捨てられていることがよくあるという。必要だと思えなければ保護カードは捨てられてしまう。満期出所者に対して、更生緊急保護について十分説明したうえ、全員に保護カードを配布することを考えるべきである。満期出所者へのフォローアップを更生緊急保護で行う場合、保護観察所までカードを持って出向くことは困難である。とくに東京保護観察所は、霞ヶ関の官庁街にあり、セキュリティの厳しいビルの中にある。保護観察所まで出むかなければならないというアクセスの悪さを改善する必要がある。

平成 26 年総務省「刑務所出所者の社会復帰支援対策に関する行政評価・観察」は、出所者に対する、全国共通の相談電話番号を導入すべきであると指摘しているが、未だに全くそのような検討がされていない。このようなシステムを作ることは容易なはずである。そして、単なる電話相談に止まらず、同行支援ができるシステムにする必要がある。能力の乏しい人にとっては、電話で行くべき福祉の窓口を指示されても、そこまで行き着くことができず、行き着いても書面作成等ができないのである。同行支援については、前述の、寄り添い弁護士や福祉職によって担うことが考え得る。

刑務所内で福祉についての学習を行っても、刑務所は、教材を刑務所外に持ち出すことを許していないと聞いている。能力に問題があるから学習を受けている者にとって、学習したことを記憶に定着させることは容易でなく、教材というよすががなければ、福祉の援助を求めに行くことを期待できない。教材を持ち出して情報を与えることのベネフィットのほうが、「教材を持っていることで刑務所にいたことがばれてしまう（そもそも刑務所のテキストだと誰がわかるか）」等のリスクよりも大きいと考えるべきである。

様々な支援に対する情報（福祉事務所等の行政窓口だけでなく、フードバンク、炊き出し等の情報も有用だろう）を、満期出所者全員に渡すことも考える必要がある。社会を明るくする運動に際して市民に団扇やティッシュを配布するよりも、そのようなパンフレットを受刑者に配布するほうが「再犯防止」の効果が高いのではないか。

4 土日祝日の出所をどうにかして欲しい

満期出所者に、更生緊急保護や福祉を得ることを教えておいたとしても、出所日が土日、祝日であると、役所は開いていない。東京都地域生活定着支援センターがコーディネートした、更生保護施設に入所した者の6～7割が、土日、祝日が出所日であるために調整していた福祉につなげず、更生保護施設に一時的入所をした者だということである。

そのような日の釈放を避けるために、仮釈放の柔軟な運用や刑の執行停止処分の活用等を考える必要がある。休日出所を避けてもらえれば、福祉施設の人や福祉へのコーディネートをした福祉職、弁護士等が業務として迎えに行くことが容易になるし、迎えにいった足で、保護観察所や基礎自治体への出頭等が可能になる。

確かに、受刑者にとっては1日の差が極めて大きく、「早く出られる者は不公平だ」という声が出るのかもしれない。しかしながら、支援が途切れる危険と、その1日について「平等」を図ることとのどちらが大切なのか考えていただきたい。

5 暴力団等に対する対策

満期釈放者の中には、暴力団など犯罪組織に関わっている者が少なくない。最近、暴対法等によって、暴力団の力が弱まっており、暴力団員には、行き場のない障害者であり、「暴力団の人だけが優しくしてくれた」という気持ちから暴力団に入った者も少なくない。このような者に対しては、暴力団以外の選択がより望ましいことがわかるように、説明し、コミュニケーションを取ることが重要である。入口支援の段階で、弁護士等との信頼関係を築くとそのような動機付けを与えられるのだが、刑務所に弁護士が面会に行こうとすると、暴力団お抱えの弁護士が暴力団に残るための活動をしていると誤解をする危険がある。弁護士の「寄り添い」活動の実効化のために、私選で多数の暴力団事件の受任をする、接見の際に組織との連絡をしている疑いがある弁護士の名前を警察、検察庁は把握しているはずで、そのような者をリストアップして弁護士会と協議し（当該弁護士に弁解の機会を与える必要があるかもしれない）、刑務所への情報提供を行うような対応も考えられるべきである。

第7 青少年の非行防止や青少年に対する対策

1 保護観察所の学習支援の充実や、こども食堂など、周辺支援とのさらなる連携を

現在、「格差」がいわれており、貧困な子どもが十分な教育や食事等のケアを受けられないことが多くなっている。各地でこども食堂の活動なども盛んになっているが、このような活動に更生保護関係者も携わっている場合がある。

「非行防止」は、青少年が健全に育つことができる環境を整えることであり、貧困な子どもの生活支援、学習支援をしている団体等も、この計画の中に位置づけ、協力関係を結んでいくことが必要であろう。

子どもの支援をしている団体等は、その親への支援もしている場合があり、依存症治療など「再犯防止」の文脈での活動をしている人たちのノウハウをそのような団体に提供する、更生保護関係の団体の持っている場所をこども食堂に提供するなど、様々な交流が考え得る。

また、保護観察所で実施をしている学習支援プログラムに、非行少年等だけでなく、地域で学習の機会のない子ども達も参加してもらうことで、よりプログラムを重層化する

ることが可能であると考える。

このような、草の根的な活動の結びつけをすることにも、国や自治体が力を貸して欲しいと思う。

2 若者支援の主体として考えるべきもの

(1) 法務少年支援センター

法務省少年支援センターや警察の少年相談窓口には、優秀な心理職がいるなど、適切な支援がしかも無料で受けられるということで、貧困な少年にとっては非常に魅力的である。このような機関について、どこで、どのような支援が受けられるかについての広報が十分ではない（とくに支援職である保護司等に対しても）ように思われるし、場合によってはアウトリーチも行えるようにするなど、活動の拡大・充実が図られるべきではないか。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとの連携

現在、小中学校にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーが置かれるようになっている。児童・生徒を教える教員だけでなく、これらの専門職が、児童や保護者への福祉の必要性を感じたときに、自治体や児童相談所等との連携が図れるような関係強化を図るべきではないか。また、要保護児童対策地域協議会については、教育関係者や法律家、福祉関係者などともさらなる連携を広げて、木目細かな対応が図れるよう、文部科学省、厚労省の連携を図っていただきたい。

第8 民間協力者の活動促進

1 保護司について

(1) なぜ保護司が増えないか

地域の崩壊によって保護司を提供する基盤がなくなっている。保護司は、地域団体や小中学校のPTAの長、地域の青少年委員がなっていることが多く、人口減の著しい地方都市だけでなく、都会においても地域が崩壊して、そのような地域の担い手自体がいなくなっている。

また、保護司やその周囲の人たちから、「なぜ犯罪者の味方をしないといけないのか」という声を聞く。被害者の感情への配慮は必要だが、今、報道等はその一色に塗りつぶされ、政策も厳罰化にまっしぐらである。このような状態で、犯罪をした人に共感する人がどうして生まれてくるのか。あえて犯罪をした人によりそうという、火中の栗を拾う人はいないだろう。

そして、保護司に対して、非常に充実した研修がされることはありがたいことだが、現在、保護観察対象者は、障害があるなど、特別なコミュニケーションへの配慮や福祉支援が必要な人が多く、保護司にとって「手に余る」人が多い。しかも、保護司の多くは、「少年の立ち直りを助けたい」と思っている人が多く、ただでさえ出生率の低下により少年事件は減っているところ（なお、今般の少年法改正で少年事件が激減することがないよう、逆送事件対象事件についての適切な例外の発見や、18歳、19歳の者への適切な対応をして欲しいものである）、保護司がやりたくないと思う薬物事犯について、刑の一部執行猶予制度の導入によって、長期のケアをしなければ

ならなくなっている。やりたい事件が減ってやりたくない事件ばかりになっているのである。

さらに、保護司に対する金銭的な支弁が少なすぎる。熱心な保護司が、刑務所・少年院まで対象者の面会に行くことがあるが、鉄道、バス（遠方だと飛行機も）といった公共交通機関の交通費は出ても、タクシー代は出ない。刑務所、少年院は駅、空港から遠方にあり、タクシーを使うか、自ら車を運転して出向くしかないが、タクシー代やレンタカー代、マイカーで行った場合のガソリン代は支弁されない。費用支弁がない一方で、保護司は、保護司会への会費を数千～1 万数千円支払わされる。保護観察終了後に、地域でのフォローアップを担っている保護司はたくさんいるのに、そのような活動への支弁が全くされていないことも問題である。

保護司の待遇の改善は急務である。ただ、保護司制度ができたころは、就労も居住地も同じ地域ということが多かったから、地域に根ざした保護司が非常に大きな機能を果たし得た。しかし、現在のように特別な配慮が必要な対象者が増えてしまうと、専門性のない保護司が手探りで支援をするよりは、上記のような寄り添い弁護士や福祉職の制度のほうに支援をシフトさせるようが実効性が高いのではないかと思われる。

(2) ケースがないなら、保護司は集団指導をするほうがいいのかもしい

保護観察所における就学支援パッケージが本年1月号の「更生保護」に紹介されている⁵。保護観察所が、学習支援保護司を指名し、保護観察官と連携して修学支援を行うスキームである。個別指導が重すぎる状況になっている現在、このような学習支援などに保護司の業務をシフトさせることも考え得る。教員退官者などを保護司に大量に迎え入れれば、組織に新風が起きるかもしれない。

教員を退職した人で、非行少年の教育に関わりたいと考えている人はかなりの数存在している。このスキームでは、学習支援サポーターとして学習支援（教科指導）を実施することが考えられているところ、個別指導だけでなく、例えば、能力に応じた講義のストリーム配信をして、各地で受講できるようにするなど、多様な支援方法が可能である。保護司の中には、撮影や印刷等の技術がある人もいるだろう。学習支援事業には、保護司の協力が十分得られるし、新たなやりがいのある業務として展開し得るものと考えられる。

なお、この記載は第7にも関連する。

(3) 「難しい」保護観察対象者への対応方法

保護観察官には力量の差が非常にあるが、保護司が困っているときに、力量のある保護観察官が適切に助言、介入することでケースがうまく回っていく。難しい案件が増えているのだから、保護観察官による保護司に対するバックアップを厚くすべきで、そのためには保護観察官の力量を上げることに加え、保護観察官の増員も必要ではないかと

5「保護観察所における修学パッケージの施行（法務省保護局更生保護振興課観察係）」（更生保護 2021 年 1 月号（73 巻 1 号））

思われる。

また、保護司に、特別なケアが必要な者に対する知識、福祉に関する専門性などをもった専門保護司を増やすべきである。そして、保護区制度は、福祉的支援で地域を変える可能性があるような場合には足かせにしかならないので、「広域保護司」として、より適切で迅速な支援が図れるようにすべきである。

2 効果のある啓発を

一昨年のできごとだが、都内のある地域の保護司会等が、社会を明るくする運動について検討し、①7月1日という時期は非常に暑いし、早朝にビラをまいても受け取ってくれる人がいないので、時期をずらすか、ビラをまく時間を、昼間の人が余裕を持って歩いている時間にすべきだ(その地区では通勤時刻にビラをまいていたようである) ②2020年はオリンピックイヤーであり、東京都内では、交通規制等の様々なオリンピックに伴う規制がされるどころ、この時期に啓発活動を行うことに効果があるのか、むしろやめるべきではないか 等との意見が出されたとのことだが、東京保護観察所からこのような意見をスルーされたと聞いた。保護観察所は、「社会を明るくする運動」の各地の活動について、「こうしなければいけない」「今までこうだった」と言い過ぎるべきではないし、むしろ、保護司会や更生保護助成会の古老にそのように言わせないようにしていただけないか。

「社会を明るくする運動」での啓発の重要を否定するつもりはないが、ビラをまいて人にものを周知するというコミュニケーション手段の非効率性を考えて欲しい。インターネットによるコミュニケーションのように、多数の人がアクセスでき、情報量も多いものにシフトすべき、ポスターや団扇等の予算が取りやすい啓発活動から、実のある啓発活動への転換を図るべきである。むしろ、保護司などの民間協力者の声を、法務省のFacebookやTwitterで発信する、テレビ局(YouTubeなどでの動画配信も考えられる。この点に法務省がいろいろと挑戦しているのは素晴らしいと思う)に働きかけ、その時期に、犯罪からの立ち直りをした人やそれを支える人のドラマやドキュメンタリー、講演会など放映してもらい、政府広告を流す(acのコマーシャルはセンスがないという問題がある)ほうが、情報提供として効果があろう。「社会を明るくする運動」について、保護司や更生保護助成会、BBSのメンバーが、暑さで倒れそうな(あるいは大雨が降るかもしれない)7月にビラまきをすることの苦痛について、一度考えて欲しい。

3 法務省傘下の民間協力者だけが協力者ではない

今までの再犯防止推進計画では、法務省傘下の保護司や更生保護女性会(なお、男女平等どころか、LGBTQまで考えるべき時代に、更生保護事業に「女性会」を置くことは、更生保護事業、あるいは法務省の後進性を印象づけているのではないかと感じる)に目が向きがちであった。

例えば、弁護士は法曹であり、国選弁護人は国の機関として弁護をしているのだから、弁護士の活動についてもこの計画の中できちんとした位置づけや評価を行うべきである。福祉団体や福祉職の方々と、社会復帰支援に取り組んでおられる方々についてもである。白書には、支援に取り組むNPOなども紹介されているが、これを計画中にきちんと

と位置づけ、その活動を正当に評価すべきであるし、そのような団体と、刑務所、保護観察所、福祉団体等がうまくつながっていけるような場を作る施策を立案することが、この計画に期待されている役割ではないかと思われる。

4 医療、心理職とも連携を

心身に疾病を有する者については、医療との連携が不可欠である。犯罪をした人が、刑務所で精神状態に問題がある場合に、本人の病識がない等の場合には、本人同意のもとで入院をさせることが困難である。このような場合に精神疾患の場合には、措置入院を活用することも考えられるが、都道府県によって受け入れに対する考え方に違いがある。疾患があつて作業をしていない者は仮釈放がつきづらく、満期出所に際しても任意調整が困難となることも多い。このような者を受け入れることができる、専門性の高い更生保護施設（に限るという趣旨ではないが、中間施設とすべきかもしれない）が必要であり、医療機関とも連携した対応が必要と考える。

また、女性の受刑者について摂食障害等の心理的問題を有している者が多いことはつとに指摘されているところで、出所後のカウンセリング体制の整備等が急務である。例えば、心理資格を取得するための実務経験を積ませるために、資格取得を目指している人たちの無料でのカウンセリングの機会（もちろんスーパーバイズする人が不可欠だが）を作るなど、大学や心理資格の認定団体等との連携をすることも考えられるのではないか。

第9 地方自治体との連携について

1 基礎自治体では地域福祉の中に犯罪をした人を位置づけるべきではないか

地方自治体の再犯防止推進計画について、都道府県の計画はほぼ出そろった。基礎自治体については、計画を立てているところとないところがあるが、地域福祉計画の中に犯罪をした人への支援を盛り込むような形で、実質的に再犯防止計画としての対応をしているところもある（白書でも再犯防止推進計画として扱っている）。警察を擁する都道府県については、「再犯防止」推進計画になじむ面があるが、基礎自治体については、福祉に関する計画の中に犯罪をした人も取り込みほうが、ハードルも低く、実効性があると考えられる。福祉の窓口等であり、最も身近な官庁である基礎自治体との連携がなければ、犯罪をした人が社会から取りこぼされてしまうのである。

しかし、地域福祉計画の中に犯罪をした人に対する支援を盛り込んだ場合、福祉部門が計画を担当することになるが、担当者には、保護観察所や保護司等とのつながりもなければ、刑事裁判等のしくみすらわからないということが起こり得る。基礎自治体の担当者に対して、刑事裁判や有罪判決の執行等の刑事法のしくみ、犯罪をした人を支援することが持つ意味についての講習を行うことも考えなければならない。総務省、厚労省におかれては、是非、基礎自治体とくに福祉担当者に対して、そのような講習をすることの重要性を説いていただきたい。講習のプログラムについては、2時間程度の講義であれば、弁護士が福祉職との連携をする際に行った講習を修正するなどして、今すぐにも提供可能である。録画して YouTube にアップするなど、お金のかからない方法での啓発が可能であろう。

未だに、犯罪をした人に対して、基礎自治体が住民登録や福祉の受給を拒む事例は存在し、各自治体への啓発、情報発信が必要不可欠である。

2 地域のネットワーク作り

保護観察所がネットワーク作りを進めているが、どうしても、都道府県との連携までに止まっている。再犯防止推進計画・地域福祉計画、地域包括ケア、要保護児童対策に同じ関係者が関与していることも多く、このような関係者のネットワークをさらに強めていき、基礎自治体の範囲からさらに広げていくことにより、ボトムアップでの地域のネットワークの構築ができるものとする。

3 地方の排他性を変える必要がある

「犯罪に関する情報は高度に秘匿すべき個人情報だから、安易に住民に知らせることができない」というテーゼがある。しかしながら、福祉的支援をするについては、高齢であること、障害があることといった個人の属性を開示しなければ支援につながらない面があるところ、前科についても、犯罪をした人本人の同意を得て、個人情報を開示したうえで支援を具体化するほうが望ましい場合がある。基礎自治体の中には、前科は個人情報として秘匿しなければならない、そのようなものを自分たちが取り扱うことは妥当ではなく、国の専管事項とすべきだ、ということをして盾にして、前科のある住民を支援対象から外し、排除しようとしているのではないかと感じられることがある。

今般の COVID-19 の感染について、感染者の少ない地方都市においては、感染した人へのいじめや嫌がらせ等があったと聞いている。また、地域への新住民へのいじめや嫌がらせにより、U ターン、I ターンを諦めたという話も聞くし、長年東京で暮らして帰郷すると、地域から閉め出されるという例もあると聞く。

地域の排他性は、地域の消滅に繋がり得ることが全く認識されていない。

このような問題の解決には人権啓発、そこまでいわなくても人のありようについての教育が不可欠である。ムラの古老にそんな教育ができるか、といわれるかもしれないが、これでは地域が消滅してしまうことがわかるようなドラマなどをテレビ局に作成してもらったりなど、何か知恵を出してここを変えなければ、人口の少ない地域はソーラーパネルに埋め尽くされるか、きれいな水をもとめた外国資本に買い占められてしまうだろう。

第 10 資格制限の撤廃ないし緩和を

前科による資格制限は、法律で 210 件、資格数で 540 に及ぶとされている。

前科により一律に資格からの排除を行うことは差別以外のなにものでもない。前科は、その人の悪性の徴表とはいえない場合がある。例えば、殺人の前科がある場合には暴力性があると考えられるかもしれないが、嬰兒殺や介護殺などはおおよそ暴力性とは無関係の者が多く、追い込まれた末に殺人を犯してしまう人もいて、暴力性の徴表とはいえないし、善良だからこそ悩みを抱え込んで事件に至る場合もある。また、暴力団の排除のために前科による制限が有効かといえばそうとはいえない。暴力団員は自分では法律違反をせずに、周辺のものにそれをさせ、収益を吸い取ることも少なくないからである。

国が法律で前科のある者はおおよそ排除するような法律を持つこと自体が、犯罪をした

人の社会復帰を妨げるのだということを十分認識し、撤廃できるものは撤廃し、相対的欠格事由にしたり、資格を持つのに不適切な前科を具体的に挙げる努力をしたり、業務内容によって資格制限がかかるようにしたりといった、より制限的でない資格制限の方法をとるべきである。

第11 刑務所の改革を

刑務所内の施策について、様々なプログラムが実施され、社会福祉士の配置により任意調整等のきめが細かくなってきたこと等、高く評価できる面もある。

しかしながら、刑務所の生活が社会の生活とかけ離れていることはまだ変わらない。大きな声でかけ声をかけ、指まで伸ばして分列行進をし、非常に細かな規則に従った生活をする。知的障害、発達障害がある人が、このような生活に過剰適応し、社会に帰ったときに普通の生活ができなくなっていることがある。裁判の際、行進するような足取りで法廷に入ってきて、直立不動で大声で氏名を名乗り、深々と礼をする、刑務所スタイルの行動を取る被告人を見た。求職活動等でそういう行動をとれば、ただの不審者である。また、規則どおりに生活すればすみ、自主性が育たない。刑務所でいくら早起きできても、目覚まし時計をかけて朝起きるという習慣がなければ社会で自立生活はできない。各居房で目覚まし時計で時間管理をするなど、自主性を涵養する指導に切り替えて欲しい。

刑務所医療は全額国の負担で、健康保険が使えない。家族の支援や本人の蓄えがあり、社会保険料を賄える者はいるし、作業報奨金がかなりの額支給される者もあり、年金、健康保険への加入が受刑中も続けられる（正式に停止手続きをとることも含めて）ようにすべきである。刑務所においては参政権が制限され、投票権が認められていないのも問題である。少しでも社会に刑務所の生活を近づける必要がある。そのためには、刑務所内の人たちが全員住民票を持つ必要がある。受刑者が、一人の国民、一人の住民として尊重されるようにして欲しい。

そのための方策の一つが作業報償金の増額である。刑務所内で、せめて福祉B型の作業所並みの月数万円の報奨金を渡すことを検討すべきであり、そうすれば、被害の支弁や出所後の生活費の積み立て、年金支払いなどもできるはずである。もちろん、最低賃金を守った適正額が出せればベストである。金銭管理等も含めた社会スキルを身につけさせることが重要であり、そのためには金銭を所持し、計画的に使う生活をさせることが大切である。現在は、官品で済ませれば1円も使わないでの生活ができるのだが、金の使い方を覚えなないといけない者も受刑者の中には多数おり、金銭を持たせて、その管理を教えることも社会適応には不可欠の教育である。

そして、被収容者は減ってきたとはいえ、刑務所職員の業務は非常に過酷であり、労働環境を改善することは不可欠である。職員の待遇改善は、受刑者への余裕をもった対応にもつながってくる。

第12 刑事法改正に関する大議論を

刑事法について、全面的に見直すことにより、「再犯防止（私はこの言葉が嫌いだ）」がより効果的に進められるものとする。

1 小手先の厳罰化ではなく刑法の全面改正を含めた大議論を

自動車事故の問題にしても、性犯罪の問題についても、安易な重罰化が図られているだけで、どうすればそれを防げるのか、処遇のあり方をどうするのか、被害者の刑事裁判以外での救済をどうすればいいのか等の検討は不十分と考える。

万引きを繰り返せば常習累犯窃盗として刑務所に送られるという、重すぎる財産罪を改正する、薬物事犯について、治療を受けることを条件とした執行猶予制度も考える必要があるかもしれないし、さらには非犯罪化も検討の余地があるかもしれない（むしろ治療を義務化すべきである）。これらの問題が無くなれば、刑務所の負担は大幅に軽減される。さらに、裁判員裁判制度が始まり、「殺人」という構成要件も、犯罪類型毎に構成要件を定め、それぞれの量刑幅に合わせた法定刑を定めるといった工夫も必要なのかもしれない。

明治時代生まれの刑法は全面的に見直されるべき時期にあるのではないか。刑法の条文の構成、刑罰のあり方（例えば、治療等を刑罰に代替する判決や社会奉仕命令等）の検討は必須である。

2 裁判段階からの特別調整への誘導を

判決前調査制度の導入により、受刑する前に、被告人の資質の鑑別を行うことは可能であるし、望ましいことと考える。そのような鑑別をすれば、刑に代替する治療や教育等を言い渡すことが容易になるものと考えられる。

さらに各論においても意見を述べたいが、今般、新たな計画策定にあたり、早期に述べておきたいことをまとめてみたものである。若干舌足らずな部分もあるがご容赦いただきたい。

以 上